

第 7 9 回平塚市開発審査会 会議録

開催日時	平成 2 7 年 5 月 1 2 日 (火) 9 時 3 0 分から 1 0 時 3 0 分まで			
開催場所	平塚市役所 本館 7 階 7 1 0 会議室			
出席者	委員	柳沢会長、杉崎会長職務代理、石崎委員、高橋委員		
	処分庁	まちづくり政策部 難波部長 開発指導課 金子課長、坂本主管、菅間主管、伊藤技師		
	関係課	無		
	事務局	まちづくり政策部 まちづくり政策課 小野間課長、熊澤課長代理、高橋主任、加藤主任、道間主事補		
欠席者	委員	津田委員		
会議公開の取扱い	公開	一部公開	非公開	傍聴人 0 名
議長	柳沢会長			
会議録署名委員	柳沢会長、杉崎会長職務代理			
<p>会議内容</p> <p>1 開会</p> <p>事務局から出席委員数が委員数 5 人の過半数に達しているため平塚市開発審査会条例第 6 条 第 2 項 の規定により本審査会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 議案 1 会長及び会長職務代理の指名について</p> <p>委員の互選により、開発審査会の会長に柳沢委員を選任。</p> <p>会長の指名により、会長職務代理に杉崎委員を選任。</p> <p>(2) 議案 2 提案基準第 1 8 号 既存宅地に係る許可について (2 件)</p> <p>< 議題 2 - 1 ></p>				

処分庁から案件概要説明

委員質疑

幅員 2.25mの敷地内通路の延長が 14.99mとなっているのはなぜか。

処分庁回答

敷地内通路の長さが 15m以上の場合には幅員 3mが必要となりますが、15m未満であれば、幅員 2m以上確保されていれば、支障がないためと考えます。

委員質疑

建物用途は事務所兼用住宅となっているが、事務所の用途は何か。

処分庁回答

運送事業者の事務所です。

委員質疑

第二種低層住居専用地域内の事務所の用途制限はないのか。

処分庁回答

建築基準法施行令第 130 条の 3 第 1 項より、汚物運搬自動車、危険物運搬自動車等に類するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務運営するものは制限されています。

以上のほか質疑等もないため本案件について承認してもよいかとの議長の問いに対して、委員全員が良いと回答し、承認するとの議長のまとめ。

< 議題 2 - 2 >

処分庁から案件概要説明

委員質疑

NO.4 宅地の細長い形状の箇所は通路か。

処分庁回答

南側の区域内道路から給水管を引き込むための土地であり、管理上必要な幅を確保しています。

委員質疑

ごみステーションの設置はないのか。

処分庁回答

平塚市まちづくり条例により、原則として必要ですが、近隣のごみステーションの管理者の同意を得ることが可能であれば、ごみステーションを新たに設けなくてよいものとなり、今回はこれに該当します。

以上のほか質疑等もないため本案件について承認してもよいかとの議長の問いに対して、委員全員が良いと回答し、承認するとの議長のまとめ。

3 閉会

以上